

## 転 籍 届

転籍とは、戸籍の所在場所である本籍を移転することです。移転先は、日本国内であればいつでも転籍することができ、届出することにより、同じ戸籍に在籍する人全員で戸籍が移ります。

市内で転籍するときは、現在ある戸籍の本籍を変更し、市外から又は市外へ転籍するときは、新本籍地の市区町村で新たに戸籍が作成されます。

なお、旧本籍地にあった戸籍は、本籍地において除籍として150年保存されます。

根拠法令	戸籍法第108条、第109条
届出期間	届出をした日から法律上の効力が発生
届出地	本籍地、住所、所在地(一時滞在地)、新本籍地
届出人	戸籍の筆頭者及びその配偶者
必要書類	<p>【現在の本籍地以外の市区町村に転籍する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・届書：転籍届記入例は下記をご覧ください</li><li>・戸籍全部事項証明書</li><li>・印鑑：届出人（戸籍の筆頭者と配偶者）のそれぞれの印鑑</li></ul> <p>【同一市区町村内で転籍する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・届書</li><li>・印鑑：届出人（戸籍の筆頭者と配偶者）のそれぞれのもの</li></ul>
その他	<p>「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市外から春日部市に転籍後の新しい戸籍には、死亡や婚姻等により前本籍地で戸籍から除籍されている方は、記載されません。</li></ul>
関連の届出	
教 示	転籍届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。

※この様式は平成24年4月1日からの様式です。

# 転 籍 届

平成23年12月25日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日				
送付 平成 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住 民 票	通 知

本 籍	埼玉県春日部市中央 6 丁目 2 番地
	(よみかた) かすかべ たろう 筆頭者の氏名 春日部 太郎

新しい本籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 1 番地
-------	-----------------------

おなじ戸籍にある人	(よみかた) 筆頭者 (名)	(住所…住民登録をしているところ) (方書・マンション名)	(世帯主の氏名)	住定年月日
		太郎	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 1 番地	春日部 太郎
	配偶者 はなこ	同上	同上	..
	花子	同上	同上	..
	いちろう	同上	同上	..
	一郎	同上	同上	..
				..
				..
				..

その他	
-----	--

届出人署名押印 生年月日	筆頭者 春日部 太郎 印 昭和 45 年 7 月 25 日	配偶者 春日部 花子 印 昭和 48 年 10 月 5 日
-----------------	-------------------------------------	-------------------------------------

届 出 人		
(転籍する人が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意)に書いてください。)		
資 格	親権者(□父 □養父) □未成年後見人	親権者(□母 □養母) □未成年後見人
住 所	丁目 番地 番号 (方書・マンション名)	丁目 番地 番号 (方書・マンション名)
本 籍	丁目 番地 筆頭者の氏名	丁目 番地 筆頭者の氏名
署名押印 生年月日	印 年 月 日	印 年 月 日

※持参するもの 印鑑

※届出地が本籍地でない場合は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を添付してください。

連絡先	電話 048-736-1111
	自宅・携帯・勤務先・呼出

※ 現在の本籍地の「戸籍全部事項証明書」一通(有料)を届書に必ず添付してください。ただし、同一市町村内の転籍のみ添付を省略できます。

- ◎ 印は各自別々のものを押してください。
- ◎ 署名は楷書で必ず本人が自署してください。
- ◎ 届出人が署名押印した印をご持参ください。